

岡山県と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密な相互の連携を強化し、双方が保有する資源を有効に活用することにより、岡山県の一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、連携し協力するものとする。

- (1) 地域振興及び県政の情報発信に関すること。
- (2) 地域や暮らしの安全・安心に関すること。
- (3) 高齢者及び障害のある人の支援に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に関すること。
- (5) 環境対策に関すること。
- (6) 児童・青少年の健全育成に関すること。
- (7) 健康に関すること。
- (8) 移住定住の促進に関すること。
- (9) 災害対策に関すること。
- (10) その他地域の活性化に関すること。

（連携事項推進のための協議等）

第3条 甲及び乙は、連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、連携事項を推進するに当たり、県内市町村等との連携が図れるように努めるものとする。

3 連携事項について、甲乙間における個別の協定、契約等が締結されている場合には、当該個別の協定、契約等の規定がこの協定に優先するものとする。

4 連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲及び乙が協議の上、事業ごとに別途取り決めるものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（秘密保持及び目的外利用の禁止）

第5条 甲及び乙は、この協定の規定により相手方から提供を受けた情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持し、秘密情報の漏えい、不正アクセス、滅失又は毀損を防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、個人情報を除き、本条の対象とはならない。

- (1) 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報
- (2) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた者の故意又は過失によることなく公知となった情報
- (3) 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報
- (4) この協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
- (5) 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報

2 甲及び乙は、秘密情報を第2条の規定による協力のために限り使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

3 甲及び乙は、秘密情報を事前に相手方の承諾を得ずに、第三者（甲又は乙の外郭団体、関連会社等の役職員及び弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家であって、この協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負う者を除く。）に開示・漏えいしてはならない。ただし、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）その他の法令、裁判所の決定若しくは命令又は行政官庁の要請により必要とされる場合には、秘密情報を開示することができる。この場合において、当該秘密情報を開示する者は、法令の規定に違反するおそれがある場合を除き、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

4 本条の規定は、この協定の終了後においても有効に存続する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該期間の満了日の1か月前までに甲又は乙から書面による申し出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協定内容の変更）

第7条 甲又は乙のいずれかがこの協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行ふものとする。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年7月9日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原木 隆太

乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
大手町プレイスウェストタワー
日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長

横山 邦男